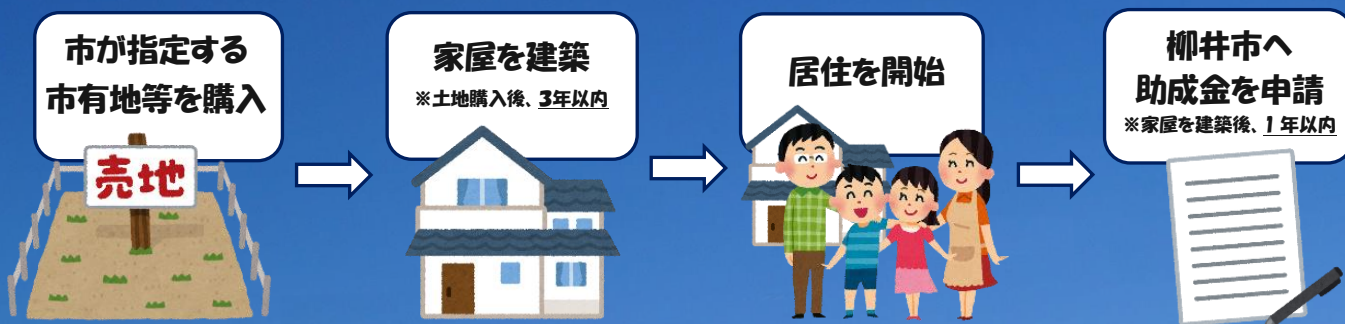


# 子育て世代の定住を応援します！

柳井市では、市が指定する市有地等を購入し、定住する子育て世代\*へ住宅建築費を最大150万円助成します。

※「子育て世代」とは…①本人又は同居の配偶者が40歳以下である方  
②中学生以下の子と同居している方 のいずれかに該当する方としています。

## 申請までの流れ(フローチャート)



### 助成金

基本額：申請1件につき100万円

加算額：市内業者\*と契約して家屋を建築した場合は、50万円

※「市内業者」とは…市内に本社若しくは本店所在地を有する法人又は住所を有する個人事業者であって、市内において1年以上継続して事業を営んでいる施工業者としています。

### 市が指定する市有地等 (平成30年4月1日現在)

サザンヒルズ八幡住宅団地 (16区画)

琴の里住宅団地 (3区画)

パークヴィレッジ大畠 (3区画)

※助成金の支給は、市が指定した土地に限ります。

### 助成対象者

次の7つの条件をすべて満たしている方

- ①市が指定する市有地等を購入し、名義人となった方
- ②土地購入後3年以内に、自らが居住するために家屋を建築し、定住\*しようとする方
- ③建築した家屋の名義人となった方
- ④子育て世代に該当する方
- ⑤他に居住用の不動産を所有していない方 (同一世帯員を含む。)
- ⑥税の滞納がない方 (同一世帯員を含む。)
- ⑦暴力団員でない方 (同一世帯員を含む。)

※「定住」とは…住民として永住の意思を持って居住し、3年以上継続して本市の住民基本台帳に登録され、かつ、生活の本拠が住所地にあることとしています。

※助成金の予算には、限りがあります。

※助成金の受給には、その他の要件もあります。事前にご確認ください。

### お問合せ

柳井市総合政策部地域づくり推進課

電話番号：0820-22-2111 (内線461) E-mail：chiikizukuri@city-yanai.jp